

看護師宿舎施設整備費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1 知事は、看護師宿舎の個室整備について、予算の範囲内において補助金を交付し、もって看護職員の定着促進を図るものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほかこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会並びにその他知事が適当と認める者が看護職員の離職防止対策の一環として行う看護師宿舎の個室整備事業を交付の対象とする。

2 補助対象施設は、看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院であって、院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院とする。

(交付の対象外費用)

第3 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に別表第3欄に定める調整率と第4欄に定める率を乗じて得た額を交付額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - ウ 補助金額に変更を生ずる場合
 - エ 事業内容に変更がある場合は、あらかじめ第5号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類の管理については、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかななければならない。
- (8) 契約予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(契約手続等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る請負契約を締結後に、契約書及び約款の写しを知事あてに提出するものとする。

(現地調査)

第7 知事は、補助事業に係る建設工事等の中間時点及び完了時点において現地調査を実施する。その際に、補助事業者は医療法人の役員、工事監督者、請負業者等を立ち合わせるものとする。

(交付申請)

第8 この補助金の申請は、第1号様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(追加交付申請)

第9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第8に定める申請手続きに従い行うものとする。

(遂行状況報告)

第10 この補助金の事業遂行状況については、第2号様式により毎年度12月末現在の状況を翌月5日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内(第5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、第3号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(概算払)

第13 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、第7号様式によ

る概算払い請求書を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年12月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年2月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 調整率	4 補助率
<p>次に掲げる基準面積に1㎡当たりの単価を構造別に乗じた額とする。</p> <p>○基準面積</p> <p>看護師1人当たり33㎡</p> <p>○単価（1㎡当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート 187,400円以内 ・ブロック 163,800円以内 ・木造 187,400円以内 	<p>病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。）</p>	<p>0.95</p>	<p>0.33</p>

※建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。